

境港市地域学校協働本部設置要綱

(目的)

第1条 保護者、地域住民及び関係諸団体などが学校と連携及び協働し、地域全体で未来を担う児童・生徒の健やかな成長を育むことにより地域づくりに貢献することを目的として、境港市地域学校協働本部（以下「協働本部」という。）を設置する。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、地域学校協働活動とは、社会教育法（昭和24年法律第207号。以下「法」という。）第5条第2項に規定する活動をいう。

2 この要綱において、統括コーディネーター及び地域学校コーディネーターとは、法第9条の7第1項に規定する地域学校協働活動推進員をいう。

(活動内容)

第3条 協働本部は、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) 地域学校協働活動の推進及び企画
- (2) 地域学校協働活動登録者名簿（以下「名簿」という。）の整備
- (3) 協働本部の広報活動
- (4) 前3号に掲げる活動のほか、協働本部が必要と認める活動

(協働本部)

第4条 協働本部は、運営委員会、統括コーディネーター、地域学校コーディネーター及び名簿に登録された地域学校協働活動を行う者（以下「地域学校協働活動登録者」という。）をもって構成する。

(運営委員会)

第5条 運営委員会は、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる協議を行う。

- (1) 地域学校協働活動の推進
 - (2) 地域学校協働活動の評価
 - (3) その他協働本部の目的達成に必要な事項
- 2 運営委員会は、会長及び委員をもって組織する。
- 3 運営委員会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから会長が委嘱する。委員の総数は10人以内とする。
- (1) 各中学校区学校運営協議会委員
 - (2) 地域学校協働活動登録者
 - (3) 学校教育関係者
 - (4) 前3号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認める者
- 4 運営委員会の委員の任期は、委嘱又は任命の日から当該年度の末日までとする。ただし、再任することを妨げない。
- 5 運営委員会には会長と副会長を置く。
- 6 会長は、境港市教育長をもって充てる。
- 7 副会長は、委員の中から会長が指名する。
- 8 運営委員会の会議は、必要に応じて会長が招集する。
- 9 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(統括コーディネーター)

第6条 統括コーディネーターは、社会的信望があり、かつ、地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する者のうちから、教育長が委嘱する。

2 統括コーディネーターは、地域学校コーディネーターとの連絡・調整、地域学校コーディネーター間の情報共有、市全体の地域学校協働活動の推進に係る提案・助言及び研修の企画・実施を行う。

(地域学校コーディネーター)

第7条 地域学校コーディネーターは、学校と地域の現状を理解している者のうちから、教育長が委嘱する。

2 地域学校コーディネーターは、第3条第2号に定める名簿から、当該活動に適した者を抽出し、実施に向けた調整を図る。

3 地域学校コーディネーターは、必要に応じ、地域学校協働活動登録者以外の企業及び団体並びに個人に対して地域学校協働活動を要請するとともに、実施に向けた調整を図る。

(地域学校協働活動登録者)

第8条 協働本部は、次の各号に掲げる地域学校協働活動を行う者を登録し、名簿を整備する。

- (1) 学校教育支援活動
- (2) 教育環境整備活動
- (3) 登下校中の見守り活動
- (4) 児童生徒の地域活動及び社会教育活動
- (5) 地域・学校・家庭の交流活動
- (6) その他、協働本部が必要と認める活動

(個人情報等)

第9条 協働本部の構成員は、活動上知り得た個人情報等を適切に管理し、他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第10条 協働本部の事務局は、生涯学習課に置く。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協働本部の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年2月1日から施行する。
(境港市学校支援実行委員会会則の廃止)
- 2 境港市学校支援実行委員会会則は廃止する。